

三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（仮称）（案）の概要について

（１．趣旨）

建築基準法によらず畜舎等の建築等を可能とする「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（以下、「法」）が令和４年４月１日に施行されることに伴い、この法律に基づき建築等される畜舎等の安全等を確保するため、新たな条例を制定する必要がある。

法によって畜舎等を建築等及び利用しようとする場合は、畜舎等の建築等及び利用に関する計画（以下、「畜舎建築利用計画」という。）を作成し、知事の認定を受ける必要がある。

この認定に当たっては、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（案）」（以下、「省令（案）」）で定める基準に適合する必要があるが、地方公共団体はその地方の気候又は風土の特殊性により畜舎等の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関して、安全上、防火上又は衛生上必要な制限を定めることができることとされている。

このため、本県の実情を踏まえ、現在、畜舎等の建築等に対して付加される「三重県建築基準条例」（昭和４６年三重県条例第３５号）等と同等の制限を付加する必要があることから、「三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例」を制定する。

（２．用語の定義）

この条例における用語の定義は、法、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に定めるところによる。

（３．崖に近接する畜舎等）

畜舎等の敷地が高さ２ｍを超える崖（勾配が３０度を超える傾斜地をいう。以下この条において同じ。）に近接する場合には、当該敷地が崖の上にあるときにあつては崖の下端から、崖の下にあるときにあつては崖の上端から当該敷地に建築する畜舎等との間に、当該崖の高さの２倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、当該崖が宅地造成等規制法施行令（昭和３７年政令第１６号）第６条第１項第二号及び第７条から第１０条まで若しくは第１４条の規定に適合する擁壁で覆われている場合又は土質試験等に基づき崖崩れ等による被害を受けるおそれのない場合は、この限りではない。

（４．適用の除外）

第５条及び第６条の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内

の畜舎等の敷地については、適用しない。

(5. 敷地の路地状の部分の幅員)

延べ面積が 1,000 m²を超える畜舎等の敷地が路地状の部分により道路に接する場合においては、その幅員は、次の表に定めるところによらなければならない。ただし、畜舎等の構造及びその周囲の状況により避難上及び通行の安全上支障がない場合には、この限りではない。

路地状の部分の長さ	路地状の部分の幅員
15m以上 25m未満	2.5m以上
25m以上	3m以上

(6. 日影による畜舎等の高さの制限)

建築基準法第 56 条の 2 第 1 項の規定により指定される次の表に掲げる区域内において、次の表に掲げる制限を受ける畜舎等については、次の表に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせてはならない。

区域		制限を受ける畜舎等	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が 10m 以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲における日影時間
用途地域の指定のない区域	容積率が 10 分の 20 以下の区域のうち、建蔽率が 10 分の 5 以下の区域	軒高 7 m を超える畜舎等	1.5 m	4 時間	2.5 時間
	容積率が 10 分の 20 以下の区域のうち、建蔽率が 10 分の 6 の区域	高さが 10m を超える畜舎等	4 m		

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該畜舎等が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

(7. その他) この条例に定めるもののほか、畜舎等に係る技術基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(今後のスケジュール)

- ・ 条例の提案：令和4年三重県議会定例会2月定例会に提案予定
- ・ 条例の施行：令和4年4月1日施行予定
 - ※同日以降に法に基づき、畜舎建築利用計画の認定を受け、当該認定を受けた後に建築等される畜舎等に対して適用される。